

白石町立保育園民営化事業者

募 集 要 項

令和4年7月

白石町保健福祉課

# 白石町立保育園民営化事業者募集要項

白石町は、令和4年3月に策定した「白石町立あかり保育園の民営化に関する基本方針」に基づき、あかり保育園の民営化事業者を次により募集する。

## 1 民営化対象保育園の概要

令和6年度から民営化を予定している白石町立保育園は次表のとおりです。

施設名	白石町立あかり保育園
所在地	白石町大字築切 292 番地 2
利用定員	90 人
敷地面積	5,097 m <sup>2</sup>
延床面積	1,142 m <sup>2</sup>
施設の構造(竣工)	鉄骨造平屋(昭 52.4)
特別保育等	延長保育朝 7:00~7:30・夕 18:30~19:00、障がい児保育

令和4年度園児数(令和4年6月1日現在:途中入所含む)

年齢区分	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
人数	2 人	7 人	11 人	10 人	15 人	12 人	57 人

## 2 民営化の手法

町が保育園園舎等を事業者は無償譲渡し、民間保育園として運営する「民間移管方式」とする。

## 3 民営化にかかる諸条件

### (1) 用地

町有地である保育園用地は、継続して保育業務に供する条件で無償貸与とする。

### (2) 建物等

- ① 園舎、物置、遊具等については、無償譲渡する。
- ② 譲渡された建物は保育園等の用途以外に使用することはできないものとする。
- ③ 保育園が所有している備品等についても、無償で譲渡する。
- ④ 移管後の土地及び建物等の維持管理については、移管事業者が責任をもって自己負担で行い、早期の保育所施設整備事業に取り組むこと。

(3) 法令等の遵守

- ① 児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）、児童福祉施設最低基準（昭和 23 年 12 月 29 日厚生省令第 63 号）、その他国の保育所通知等関係法令に適合すること。
- ② 特別保育の実施にあたっては、町の条例、規則及び各要綱を遵守すること。

(4) 保育の引継ぎ

- ① 円滑な引き継ぎ及び保護者との信頼関係構築のため、保護者、移管事業者、民営化予定保育園で構成する三者協議の場を設けること。
- ② 民営化予定保育園の保育内容を継承するため、事業開始 1 年前には、民営化予定保育園の保育士等との引継ぎ保育を実施すること。  
なお、保育士等派遣に係る費用は、移管事業者の負担とする。

(5) 職員配置

質の高い職員を確保し、保育環境の維持向上が図られるよう、年齢や経験年数を考慮したバランスの取れた職員配置を行うとともに、以下の要件を満たすこと。

- ① 児童福祉施設最低基準以上の職員数を配置し、保育士は、現に保育士証を有する者であること。
- ② 施設長予定者は、児童福祉に熱意があり、他の施設と兼務しない専任の者として、1 日の勤務時間が概ね 8 時間で 1 箇月の勤務日数が 20 日以上職員（以下「常勤職員」という。）とし、施設長または主任保育士の経験年数が 2 年以上で、保育士又は社会福祉主事の資格を有する者若しくはこれと同等以上の能力を有する者であること。
- ③ 主任保育士については、現に保育士証を有するもので、認可保育園（認定こども園、幼稚園を含む）での保育の実務の経験を 8 年以上有する常勤職員であること。
- ④ 一般保育士は、常勤職員と非常勤職員（常勤以外の雇用形態による者）の 2 種類とし、全体での正規職員割合を 5 割程度とすること。  
（常勤換算値の算式）  
非常勤職員の 1 箇月の勤務時間数の合計 / 保育所の就業規則で定めた常勤職員の 1 箇月の勤務時間数 = 常勤換算値（小数点第 1 位を四捨五入）
- ⑤ 一般保育士については、保育士として保育経験を有する者を民営化予定保育園において全体の保育士の 1/2 以上配置すること。
- ⑥ 調理員は 2 名以上で、うち 1 名は正規職員とし、栄養士又は調理師の資格を有する者であること。
- ⑦ 民営化予定保育園に勤務している職員（町の正規職員以外の会計年度任用職員）で雇用を希望する職員については、常勤職員として極力採用すること。

#### (6) 保育事業の実施

- ① 民営化予定保育園の保育内容、保育運営体制を原則として継承するとともに、安定した質の高い保育サービスが提供できること。
- ② 白石町の保育行政をよく理解し、積極的に協力する事業者であること。
- ③ 保育情報を積極的に開示するとともに、要望、苦情処理について、誠意をもって対応すること。
- ④ 地域子育て支援事業など、地域における子育て支援を積極的に行うこと。
- ⑤ 継承すべき事業は以下のとおりとします。
  - (ア) 通常保育：午前7時30分から午後6時30分まで（11時間保育）
  - (イ) 延長保育：通常保育の前後30分（原則）
  - (ウ) 障がいをもつ児童の保育：身体障がいのある児童のほか、発達障がいのある児童などの受け入れに取り組むこと。
  - (エ) 給食：自園で調理し、アレルギーへの対応を行うとともに、町が推進する食育活動に積極的に取り組むこと。

#### (7) その他

- ① 民営化予定保育園の施設、設備の維持管理を適切に行うこと。
- ② 給食材料の調達については、食の安全、安心を確保するとともに地産地消に努力すること。
- ③ 既に運営している保育所又は認定こども園がある場合は、移管事業者決定後の一定期間は縮小又は廃園しないこと。

## 4 民営化のスケジュール

令和4年度 事業者選定

令和5年度 移管に伴う協議等（三者協議、引継ぎ保育 他）

令和6年4月 白石町立あかり保育園の民営化

## 5 応募の資格

以下の全ての要件を満たすものとします。

- ① 白石町内の認可保育所又は認定こども園を運営している社会福祉法人又は学校法人。
- ② 民営化後、当該保育園の運営管理を円滑かつ安定して実施できる事業者。
- ③ 事業者又は代表者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（一般競争入札の参加者の資格）に該当しないもの。

- ④ 事業者又は代表者、役員及びその使用人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行っていないもの。
- ⑤ 納税義務の履行を果たしているもの。

## 6 民営化予定保育園の視察

民営化予定保育園の見学会を次のとおり予定していますので、希望される法人は、現地見学申込書(別紙1)を事前に保健福祉課へ FAX にて提出してください。

令和 4 年 7 月 25 日(月)10:00～11:00

## 7 応募手続き

### (1) 応募方法

下記により、書類を提出してください。提出書類にかかる費用は、応募法人の負担とし、提出された書類については、返却いたしません。

#### 【提出書類】

- 白石町立保育園民営化事業者申込書 (様式第1号)
- 事業者の連絡先 (様式第2号)
- 二次審査に係る既存施設実地審査調査書 (様式第3号)
- 応募資格全項目についての誓約書 (様式第4号)
- 暴力団及びそれらの利益となる活動をしていない旨の誓約書 (様式第5号)
- 白石町立保育園民営化事業者申請書類様式集に掲げる書類 (別冊)
- 現在運営している保育園等の入園のしおり及びパンフレット等

#### 【書類の綴り方】

原則としてA4サイズとします。

上記提出書類の順にファイリングしてください。

【提出部数】 正本 1 部、副本 9 部の合計 10 部を提出してください。

【提出期間】 令和 4 年 8 月 15 日(月)から同月 30 日(火)

午前 9 時から午後 5 時まで(ただし、正午から午後 1 時までを除く)

※ 提出書類について確認しますので、必ず持参してください。

【提出場所】 白石町大字福田 1247 番地 1 白石町役場保健福祉課こども未来係

### (2) 質疑及び回答

この募集要項に関する質疑及び回答は、次により行います。

- ① 質疑者の資格は、本募集要項中の「応募の資格」を満たす者とします。
- ② 質疑の方法、提出日時及び場所

質疑は、質問票(別紙 2)に必要事項を記入のうえ、FAX にて提出してください。

【受付期間】 令和4年8月1日(月)から同月5日(金)16時まで

【受付方法】 FAX:0952-84-6611 白石町役場保健福祉課こども未来係あて

【回答方法】 令和4年8月12日(金)までに、質疑者に回答します。

(3) 提出書類の変更

提出期限後は、既に提出された書類の内容を変更することはできません。  
また、応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

(4) 追加書類の提出

白石町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

## 8 民営化事業者の選定等

(1) 民営化事業者候補の選定方法

白石町立あかり保育園運営事業者選定委員会で選考し町長が決定します。

① 審査の方法は次のとおりです。

- ・ 一次審査…書類審査及びプレゼンテーション及びヒアリング  
(法人の代表者及び施設長候補者)

- ・ 二次審査…応募事業者が運営する施設の実地調査

※書類審査の主な審査項目は事業者選定審査項目(別紙3)のとおりです。

② 複数の事業者が応募した場合は、審査項目ごとに採点を行うが、応募が1事業者の場合は審査項目ごとの可・否による審査とする。

③ 選定委員会による候補者選定を受け、町長が移管先事業者を決定した後、応募事業者に結果を通知する。

④ 白石町議会への報告を経て、町ホームページ等により公表する。

## 9 移管事業者との協定

町は、移管が決定した事業者と民営化に関する基本的な事項について協議を行い、速やかに、このことに基づいた協定を締結する。

## 10 問い合わせ先

〒849-1192 白石町大字福田 1247 番地 1

白石町役場保健福祉課こども未来係

電話 0952-84-7116(直通)

FAX 0952-84-6611

電子メール [hokenfukushi@town.shiroishi.lg.jp](mailto:hokenfukushi@town.shiroishi.lg.jp)

## 現地見学申込書

白石町保健福祉課

こども未来係 宛

(Fax : 0952—84—6611)

次のとおり、現地見学の参加を申込みします。

法人の 所在地 名称 理事長名	
見学を希望する保育園名	白石町立あかり保育園
現地見学日時	令和4年7月25日(月)10時00分～11時00分
参加者氏名 (1法人3名まで)	職名 氏名 職名 氏名 職名 氏名
担当者氏名 及び連絡先	部署名 : 担当者 : 電 話 : E - mail :

(注)・応募資格のない法人の現地見学はできません。

- ・この参加申込書は、事前に担当部署あて FAX により提出してください。
- ・保育園内において写真撮影は御遠慮ください。

## 質 問 票

白石町保健福祉課

こども未来係 宛

(F A X : 0952—84—6611)

法人の 所在地 名称 理事長名	
(質問事項)	
担当者氏名及び連絡先	部署名 : 担当者 : 電 話 : E - mail :

(注) ・ 質問事項は、簡潔に要点のみを記載すること。

・ この質問票は、令和 4 年 8 月 5 日 (金) 16 時までに FAX にて提出すること。

## 白石町立保育園民営化事業者選定審査項目

今回、応募者から提出された書類については、下記の項目に基づき審査を行います。

評価項目		審査項目
Ⅰ 法人の 状況	1 組織	1 役員について
	2 運営方針	2 運営理念について
		3 良好な運営確保について
	3 事業実績	4 事業実績について
Ⅱ 現在運営している 保育園等の状況	1 運営理念	5 申請の動機と保育園運営の理念
		6 運営の取り組み
	2 事業運営方針	7 保育目標・基本方針
		8 障がいのある児童への対応
		9 アレルギー症状のある児童への対応
		10 健康及び安全
		11 食育の取り組み
		12 保護者に対する支援
		13 地域の子育て支援・地域との連携
		14 人材育成
	3 管理運営体制	15 雇用の継続性
		16 職員確保
		17 守秘義務及び個人情報の取扱い
		18 苦情解決体制
	4 引継ぎ保育	19 引継期間の考え方
	5 今後の展望	20 保育所施設整備計画について
		21 少子化等の進展に伴う事業継続の考え方